

令和6年

6月農業委員会総会議事録

■日 時	2024年（令和6年） 6月14日（金） 14：30～15：27	反 訳：西 都
■場 所	和泉市役所 本館 5－A会議室	速記株式会社
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（14名） 1 西川 文三 2 井阪 武範 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎 6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 10 辻林 孝幸 11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清 14 岡田 如弘 [欠席委員] 計（0名） [事務局] 計（5名） 藤原美津子 仲野 文三 岸田 忠仁 伊藤 真琴 麓 信也	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 議案第4号 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について 議案第5号 生産緑地事業計画の決定について 議案第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について 議案第7号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について 報告第1号 農地使用貸借権の解約通知受理について 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事 務 局	それでは、ただいまから令和6年6月の委員会総会を進めさせていただきます。 開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をよろしくお願いいたします。
友田会長	皆さんこんにちは。大変お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。 （会長挨拶） また去る、5月29日に全国農業委員会の大会がございまして、泉北地区農業委員会の各会長とともに、食料安全保障の確立に向けた持続可能な農業、農村をつくるための政策提案などについて、地元の国会議員を、要請活動をしてまいりました。 一応法案は全て可決されております。今後いろいろと新しい法案の中で変わってくることかなと思ったりしてますので、皆様方にまたお世話になりますけども、よろしくお願いいたします。 それでは、これより農業委員会総会を開催いたします。 では、早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。
事 務 局	本日の委員会に出席されております委員は全員出席でございます。 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員

友田会長	会総会が成立しておりますことを御報告いたします。 それでは、友田会長、議事進行、よろしくお願いいたします。 本日の議事録署名人は、3番西辻達佳委員、4番飯村りか委員の御両名にお願いいたします。
事務局	(両委員の承諾あり) 続きまして、議案書1ページをお願いいたします。 6月委員会議事日程、議案第1号から議案第7号、報告第1号から報告第3号になっておりますので、よろしくお願いいたします。 議案書2ページをお願いいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転1件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。 議案第1号、1番、北田中町の物件について事務局から説明願います。 事務局の伊藤でございます。
	議案書3ページ、1番について説明させていただきます。 許可を受けようとする土地の所在は、北田中町で、地目は、田1筆、面積は681㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から6km、車で11分の距離に位置しております。 譲受人は、耕運機及び噴霧器などを保有しており、農業従事予定日数は160日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。 また、周辺地域との関係については、「周辺地域の農地に支障のないよう作業いたします。」とのことです。 続きまして、地区担当の友田吉春委員から受けました調査結果を報告いたします。 「現地確認を行い、果樹栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で果樹及び野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局から説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。 続きまして、議案書4ページ、お願いいたします。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を、

事 務 局	別紙のとおり定めるものといたします。 議案第2号、1番、仏並町の物件について事務局から説明願います。 事務局の岸田でございます。 議案書5ページ、1番について説明させていただきます。 物件の所在地は、仏並町で、地目は、田4筆、面積は合わせて540㎡、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 申請地は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断されます。 第2種農地の代替性の検討ですが、申請地以外に、接道条件や広さ、現在の駐車場からの距離等の条件を満たす土地がなかったことから、申請地以外では計画の実現が困難となっています。 転用目的は露天駐車場で、申請人は近隣の運送業者から、「事業拡大に伴い、現在使用している駐車場が手狭になったため、所有者で整備した上で貸してほしい」との要望を受けたもので、アスファルト舗装を行い、3m×18mのトレーラーの台車8台分を駐車するための駐車場に転用するものです。 続きまして、地区担当の辻林委員から受けました調査結果を報告いたします。 「申請地は果樹栽培されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。申請人に確認したところ、申請内容に間違いなく、許可後速やかに登記地目を変更するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けています。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容、調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) 意見がないということで、議案第2号、1番については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。 続きまして、議案書6ページ、お願いいたします。 議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画3件を、別表のとおり定めるものといたします。
事 務 局	議案第3号、1番、上代町の物件について事務局から説明願います。 事務局の伊藤でございます。 議案書7ページ、1番について説明させていただきます。 物件の所在地は、上代町で、地目は、田2筆、面積は合わせて484㎡でございます。 貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

友田会長	ましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現在、借手が対象地の両横の畑を借りており、作業上、対象地の畑も借りたいと申出があったため、私から所有者に直接お願いし、今回の契約に至った案件となっておりますので、申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
事務局	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) 異議なしということで、議案第3号、3番については許可することに決定いたします。 続きまして、議案書8ページをお願いいたします。 議案第4号、農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画3件を、別表のとおり要請するものといたします。 議案第4号、1番、2番、観音寺町の物件につきましては、関連のあることから一括説明願います。
	事務局の麓でございます。 議案書9ページ、1番、2番について、関連があることから一括して説明させていただきます。 物件の所在地は、観音寺町で、地目は、田2筆、面積は合わせて2,640㎡でございます。 貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 なお、本件については、次の3番の案件と違い、農地中間管理機構と借手との間でのみ新たに権利設定をする計画となっておりますので、貸手の欄は空白としております。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の井阪武範委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、借手に意思確認いたしました。借手は申請地で水稻及び野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第４号、１番、２番については許可することに決定いたします。 続きまして、議案第４号、３番、善正町の物件につきまして、事務局から説明願います。
事務局	議案書９ページ、３番について説明させていただきます。 物件の所在地は、善正町で、地目は、畑２筆、面積は合わせて３，５９６㎡でございます。 貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の井之上委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、果樹栽培されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第４号、３番については許可することに決定いたします。 続きまして、議案書１０ページをお願いいたします。 議案第５号、生産緑地事業計画の決定について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成３０年法律第６８号）第４条の規定による事業計画３件を、別表のとおり定めるものといたします。 議案第５号、１番、唐国町三丁目の物件について事務局から説明願います。
事務局	議案書１１ページ、１番について説明させていただきます。 物件の所在地は、唐国町三丁目で、地目は、田１筆、面積は１，２５６㎡でございます。 貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の山本委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたし

友田会長	ました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 異議なしということで、議案第5号、1番については許可することに決定いたします。
事務局	続きまして、議案第5号、2番、納花町の物件について事務局から説明願います。 議案書11ページ、2番について説明させていただきます。 物件の所在地は、納花町で、地目は、田6筆、面積は合わせて1,510㎡でございます。 貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の溝川委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で水稻栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 異議なしということで、議案第5号、2番については許可することに決定いたします。
事務局	続きまして、議案第5号、3番、池田下町の物件について、事務局から説明願います。 議案書11ページ、3番について説明させていただきます。 物件の所在地は、池田下町で、地目は、田2筆、面積は合わせて407.82㎡でございます。 貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

	続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地でビニールハウスを建てイチゴ栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第5号、3番については許可することに決定いたします。
事務局	続きまして、議案書12ページをお願いいたします。 議案第6号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表（案）を別添のとおり公表しようとするものです。 議案書13ページをお願いいたします。 事務局から説明願います。 事務局の仲野でございます。 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について御説明させていただきます。 本内容は、農林水産省通知に基づき、国が定めた様式により作成するもので、毎年農業委員会総会での議決後、大阪府への報告と、毎年6月末までに市ホームページで公表するよう義務づけられているものでございます。 それでは、13ページを御覧ください。 I、農業委員会の状況ですが、こちらは令和5年4月1日現在の農業委員会の現在の体制や、農家・農業等の概要を記載しております。記載の多くは、農林業センサスなどから数値を当てはめるものとなっており、内容については記載のとおりでございます。 続きまして、14ページを御覧ください。 II、最適化活動の実施状況、1、最適化活動の成果目標の（1）農地の集積ですが③実績といたしまして、新規集積面積が3.3ha、年度末の集積率が4.1%であったため、点検結果としては、農業委員会が指針として定めた年間1haの新規集積面積は達成することができたとするものです。 次に、（2）遊休農地の発生防止・解消ですが、令和4年度の遊休農地面積6.6haに対する解消目標面積を0.3haとしておりましたが、次ページの③実績のところがございます、令和5年度解消実績面積は0.4haであったため、達成状況

	は133.3%でございました。 また、(3)新規参入の促進の実績につきましては、16ページ上段にございます③に記載のとおり、令和4年度の倍の10経営体を確保することができたものです。 続きまして、2、最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標から17ページの(3)新規参入相談会への参加については、記載のとおりでございます。 また、目標達成状況の評語及び推進委員等の点検・評価結果ですが、委員の皆様から回収させていただきました活動記録簿に記載されていた内容を数値化した結果、令和5年度は目標に対して期待どおりの結果が得られたとなっております。 最後に、18ページを御覧ください。 こちらは、事務の実施状況となっております、1、総会、部会の開催実績から、4、違反転用への対応につきましては、記載のとおりでございます。 内容については以上でございます。
友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) 意見がないということで、議案第6号については決定いたしたいと思います。よろしく願います。 続きまして、議案書19ページをお願いいたします。 議案第7号、令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について、令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)を、別添のとおり策定し、公表しようとするものです。 議案書20ページをお願いいたします。
事務局	事務局から説明願います。 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について御説明させていただきます。 20ページを御覧ください。 I、農業委員会の状況ですが、こちらは令和6年4月1日現在の農業委員会の現在の体制や、農家・農地等の概要を記載しております。こちらの事項も同様に記載内容の多くは、農林水産省が行っている各種統計の数値を当てはめるものとなっております、内容については記載のとおりでございます。 続きまして、21ページを御覧ください。 II、最適化活動の目標についてですが、こちらは委員の皆様に行っていただく、3つの活動に対する成果目標を設定するもので、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消と、22ページ上段にございます(3)新規参入の促進の成果目標をそれぞれ記載してございます。 21ページに戻っていただきまして、まず、(1)農地の集積の②目標でございますが、本市農業委員会の指針に基づき、年間1haの新規集積を目指し、令和14年度末で集積率4.9%になることを目標としているものです。 続きまして、(2)遊休農地の解消の②目標でございますが、こちらにつきましても、本市農業委員会の指針に基づき、解消目標面積を0.3haとしているものです。

友田会長 飯村委員 友田会長 飯村委員	続きまして、２２ページを御覧ください。 （３）新規参入の促進ですが、こちらは新規参入者への利用集積を促進するため、貸付けに同意している農地を公表するもので、令和３年度から令和５年度の利用権、利用面積を平均した１５．４ｈａの１割以上を目標として記入することとなっているため、今年度は１．６ｈａを目標として記載しております。 続きまして、２、最適化活動の活動目標ですが、この項目では、委員の活動日数目標や活動強化月間の設定、新規参入相談会への参加目標を記載しております。 まず、（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、こちらは委員さんの令和５年度実績の平均値が月５日であったため、今回も５日を目標日数としてございます。 次に、（２）活動強化月間の設定目標ですが、強化月間は３回以上設定することとされているため、記載のとおり８月を強化月間として設定してございます。 次に、（３）新規参入相談会への参加目標ですが、市の農林担当などに新規就農の相談があった際、必要に応じて地区の委員さんに相談会に１回は参加していただくことを目標として記載してございます。 説明は以上になりますが、目標設定についても活動計画と同様、委員会総会での議決後、大阪府への報告と市ホームページで公表を予定してございます。 御説明は以上です。 事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 意見がないようでしたら議案第７号を決定することにいたします。よろしくお願いいたします。 もう決定しましたので（案）は取れますので、よろしくお願いいたします。 次に、報告案件に移ります。 議案書の２３ページ、報告第１号、農地使用貸借権の解約通知受理について、農地使用貸借権の解約、移転に関する通知を受理しましたので報告いたします。 議案書２４ページを御参照ください。 続きまして、議案書２５ページ。 報告第２号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用１件を専決により受理しましたので報告いたします。 議案書２６ページを御参照ください。 続きまして、議案書２７ページ、報告第３号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転１件を専決により受理しましたので報告いたします。 報告書２８ページを御参照ください。 以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。 この際、皆さん方で何か御意見、御要望ございましたらお受けしたいと思うんですけど、何かございませんか。 意見はないですけど、質問してもいいですか。 どうぞ。 言葉の意味が分からなくて。内容、種類のところの、使用貸借権というのと、賃借
---	---

事 務 局	権ってどう違うんですか。 事務局の麓です。 使用貸借というのは無償の貸し借り、賃料が発生しない貸し借りが使用貸借になってまして、賃借権というのが賃料が発生する貸し借りになってます。その違いを記載しているものです。
飯村委員	分かりました。ありがとうございます。 貸手の人のところは載ってませんとおっしゃったので、貸手さんは、その地主さんのお名前は公表しないということですかね。
事 務 局	名前のほうもお伝えすることはできるんですけども、載せると、今から貸すというふうに勘違いしてしまうかなと思ったので、今回、貸手の項目は空白にさせていただきました。
飯村委員	今回、審議していただくのは、中間管理機構と借手の貸し借りの設定だけです。
事 務 局	もう既にこの方と中間管理機構さんとが、もう契約してるからということですか。
飯村委員	そうです。
飯村委員	なるほど。分かりました。
友田会長	それは農業委員会、ここで一回審議したんです。そして借り手が途中でやめたもんやから。
飯村委員	やめたんですね。そういうときは載せないということですか。
事 務 局	当初貸し借りしたときは、3番の案件のように貸手、中間管理機構、借手というふうに載せておりました。
友田会長	そやけど、これ、載せへんかったらよ、分からへん。何やなと。そうやから、括弧でやるとかやな、何かしたほうが。
事 務 局	それでは、次回から、機構と借手のときだけでも、貸手のほうは括弧書きか何かで、名前のほうは表示させていただきます。
飯村委員	18ページの、さっきおっしゃってた違反転用というのは、違反やって分かっててしはるということですか。全然知らなくて違反の転用してますということなんですかね。分かってるけど違反してるということですか。
友田会長	そういうことやね。勝手に小屋を建てたり、家建てたりとか、そういうのも。知らなくてというよりも、全て皆、届出せないかんということ。届出せんと。違反転用したらな、次、農地を買おうとしたら、違反転用してるから買えないとか、そういうのもある。
飯村委員	罰則ですね。
友田会長	そうそう。もっとある。
事 務 局	転用許可を取った場合でも、許可条件に違反したというケースもあって、そういうのも違反転用という扱いになります。ちょっと条件が違うものに転用してしまったとか、その変更の手續踏まないときも、違反で上がってきたりとかもありますね。
友田会長	ほかにございませんか。
井阪委員	方々で遊んでる遊休地の話、管理が不十分なところがあって、大きな木が生えたり、雑草が生えたり、それを我々パトロールをした中で、どれぐらいの丈を許して、どれぐらいの木、こんなんあかんでと言うんか、そこら辺の基準が我々も初めてなんで、よう分かってないのに、こんなん回らせてもらってええんかのう。

事務局	ちょっとの草やったら、これぐらいやったらまあまあ許しても、これぐらいやったらあかんで、とかいうような。 遊休農地につきましては、どれぐらい草が生えてたらというものですけれども、感覚と言ったら変ですけれども、最低年１回ぐらいは草刈りをしてると、管理してるというところは、ぎりぎりセーフなのかなと。１年以上もほったらかしにしてるというのは遊休農地だろうということで、所有者さんに対して、適正管理してくださいとか、そういった対応もしやすいのかなというふうには考えております。
友田会長	通知はしてるかな、所有者に。
事務局	はい。
友田会長	通知はするんやけども、強制してないな。やりなさいってね。
事務局	はい。農業委員会で強制させるというまでの法律的な根拠がなくて、あくまでもお願いみたいな形になってしまうと。
西辻委員	強制力ないから、罰金とかあるん違うん。
事務局	農業委員会のほうではないですね、何もそういうのは。
友田会長	農林課のほうではないんか。
事務局	周辺農地に支障が出てる状態ということがあれば、農林部局のほうでは、本人に対して指示を求めたり、回復するように求めたり、最終、代執行と、そういうのも一応、法律上はあることはありますね。
友田会長	そうやけど、遊休地をやな、皆に見てもろうていくんやから、どないか対策をやな、練らないかんね。見てもらうだけやない、やっぱり対策を練らないといけない。しっかり考えてもらうことにしましょう。 以上ですけど、皆さん、ほかにございませんか。 いろいろと、いろんな御意見いただきましてありがとうございます。 それでは、今日はもうこれで農業委員会総会を終了させていただきます。 本日はお忙しい中大変ありがとうございました。

	閉会時間 15時27分 上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。 会 長 委 員 委 員
--	--